

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第68号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第72号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第73号 分任出納員に対する事務委任……………（会計室）…2
- 告示第74号 分任出納員に対する事務委任……………（会計室）…2

公 告

- 公告第22号 明星町（その4）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
- 公告第23号 笠取地区（その2）送水管布設跡地舗装本復旧工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…4
- 公告第24号 雨水貯留施設（西川原児童公園）整備工事に係る一般競争入札の中止……………（契約課）…6
- 公告第26号 予防接種の実施……………（保健推進課）…7

正 誤

- 2021年（令和3年）1月15日付け宇治市公報第2325号……………16

告 示

宇治市告示第68号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となつています。

自動車等の所有者は、令和3年6月9日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和3年5月26日

宇治市長 松村 淳子

車 種	塗 色	自動車登録番号等 （車台番号）	放 置 場 所
ホンダ ジョルノ	白黒	京都市左 E4431 （AF24-15358 45）	小倉町西浦72番地 の24地先（市管理 水路）
ホンダ ディオ フィット	白色	滅失 （AF27-40382 66）	小倉町西浦76番地 の2地先（市管理水 路）

（揭示済）

宇治市告示第72号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となつています。

自動車等の所有者は、令和3年6月15日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和3年6月1日

宇治市長 松村 淳子

車 種	塗 色	自動車登録番号等 （車台番号）	放 置 場 所
ヤマハ アプリオ	黒色	京都市伏 H9001 （SA11J-0775 41）	小倉町南堀池63番 地の49地先（小倉 安田線）

（揭示済）

宇治市告示第73号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

なお、分任出納員に対する事務委任について（平成28年宇治市告示第75号）の は、令和3年3月31日限りで廃止しました。

令和3年6月2日

宇治市長 松村 淳子

（分任出納員に対する委任）

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委任年月日
	所 属	氏 名	

行政サービスコーナーにおける証明書発行業務に係る手数料の収納及び保管	市 民 課		令和3年4月1日
------------------------------------	-------	--	----------

（揭示済）

宇治市告示第74号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

なお、分任出納員に対する事務委任について（平成30年宇治市告示第2号及び第101号）は、令和3年3月31日限りで廃止しました。

令和3年6月2日

宇治市長 松村 淳子

（分任出納員に対する委任）

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委任年月日
	所 属	氏 名	
所管に係る現金の収納及び保管	健康づくり推進課		令和3年4月1日
所管に係る現金の収納及び保管	健康づくり推進課		令和3年4月1日

（揭示済）

公 告

宇治市公告第22号

明星町（その4）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

明星町（その4）配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年5月28日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 明星町（その4）配水管改良工事

（2）工事場所 宇治市明星町三丁目地内ほか

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

DIP-GX $\phi 100$ L= 184.5m $\phi 75$ L=1178.1mDIP-K $\phi 75$ L= 9.6mHPPE-EF $\phi 50$ L= 27.6mHIVP $\phi 50$ L= 16.0m

弁栓類 N=39基

給水管引込替 N=158箇所

不断水弁工 N= 8箇所

配水管撤去工 L= 644.7m

（4）工 種 水道施設工事

（5）工事期間 契約日から令和4年2月28日まで 236日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制

限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における水道施設工事業の総合評価値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年5月28日 午前9時から
令和3年6月3日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年5月28日 午前9時から
令和3年6月3日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和3年6月15日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年5月28日 午前9時から
令和3年6月30日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番 号：0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8

(3) 質疑の受付期間

令和3年5月28日 午前9時から

令和3年6月16日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年6月22日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年6月29日 午前9時から午後6時まで

令和3年6月30日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年7月1日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、114,983,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、93,615,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第23号

笠取地区（その2）送水管布設跡地舗装本復旧工事に係る条件付一般競争入札について

笠取地区（その2）送水管布設跡地舗装本復旧工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年5月28日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 笠取地区（その2）送水管布設跡地舗装本復旧工事

(2) 工事場所 宇治市西笠取赤坂地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<昼間工区>

工事延長

L=343.8m

表層工（再生密粒度As t=5cm）

A=1,450㎡

基層工（再生粗粒度 A s t = 5 c m）	A = 1, 4 5 0 m ²
区画線工	一式
<夜間工区>	
工事延長	L = 1, 4 0 8. 8 m
表層工（再生密粒度 A s t = 5 c m）	A = 5, 3 6 0 m ²
基層工（再生粗粒度 A s t = 5 c m）	A = 5, 3 6 0 m ²
区画線工	一式

(4) 工 種 舗装工事

(5) 工事期間 契約日から令和4年1月7日まで 184日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を舗装工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における舗装の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年5月28日 午前9時から

令和3年6月3日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年5月28日 午前9時から

令和3年6月3日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年6月15日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- (1) 入手方法
入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間
令和3年5月28日 午前9時から
令和3年6月30日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
- (2) 提出先
質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間
令和3年5月28日 午前9時から
令和3年6月16日 正午まで
- (4) 回答
回答については、令和3年6月22日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
令和3年6月29日 午前9時から午後6時まで
令和3年6月30日 午前9時から午後2時まで
- (2) 開札日時
令和3年7月1日 午前9時40分
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
本件の予定価格は、77,418,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。
- 12 最低制限価格
本件については、最低制限価格を設定しない。

- 低入札価格調査制度を採用する。
なお、調査基準価格は、62,593,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。
- 13 落札者の決定
宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。
- 16 契約保証金
宇治市工事等競争入札心得による。
- 17 支払条件
(1) 前払金
前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。
(2) 部分払
部分払は、行わない。
- 18 閲覧
宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は閲覧することができる。
- 19 その他
(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第24号

雨水貯留施設（西川原児童公園）整備工事に係る一般競争入札の中止について

令和3年4月23日付け宇治市公告第16号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

宇治市長 松村 淳子

- 1 中止する一般競争入札
雨水貯留施設（西川原児童公園）整備工事に係る一般競争入札
- 2 中止する理由
入札に参加する者がいなかったため
問 合 せ 先 宇治市総務部契約課
郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 1 6
FAX 番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 7 8
(揭示済)

宇治市公告第26号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和3年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和3年6月11日

宇治市長 松村 淳子

1. 定期予防接種

集団接種	種目	対象年齢※a	回数	標準的な接種方法	時期	場所
	BCG	生後1歳未満 (接種推奨月齢) 生後6か月	1回	3か月児健康診査時に推奨日を案内。実施日に来られない場合は、1歳未満の別日に接種。	推奨月	健康センター (うじ安心館内)
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※1	生後2か月以上5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b 初回	3回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。	通年 予防接種協力医療機関
			追加	1回	初回（3回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。	
			(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満 初回	2回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	初回（2回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。	
	小児用肺炎球菌 (13価) ※2 ※3	生後2か月以上5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b 初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）。	
			追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。	
			(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満 初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）。	
			追加	1回	生後1歳以降、初回（2回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。	
			(初回接種開始) 1歳以上2歳未満	2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。	
			(初回接種開始) 2歳以上5歳未満	1回		
	B型肝炎	1歳未満		3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。	
	ロタウイルス ※4	ロタリックス(1価) 生後6週0日～24週0日		2回	27日以上の間隔をおいて2回経口接種。	
		ロタテック(5価) 生後6週0日～32週0日		3回	27日以上の間隔をおいて3回経口接種。	
	4種混合 (DPT-IPV) ※5	生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	初回（3回目）の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。	
	3種混合 (DPT) ※5	生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風) 初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	初回（3回目）の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。	
	不活化ポリオ (IPV) ※6	生後3か月以上90か月未満	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1回	初回（3回目）の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。	
	麻しん風しん混合 (MR)	生後12か月以上24か月未満	1期	1回		
		小学校就学前の1年間	2期	1回		
	水痘	生後12か月以上36か月未満		2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。	
	日本脳炎 ※7	生後36か月以上90か月未満 標準年齢※b	1期 初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔をおいて接種。	
		9歳以上13歳未満	追加	1回	初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。	
	2種混合 (DT) ※8	11歳以上13歳未満	2期 (ジフテリア・破傷風)	1回		
	ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学校6年生から高校1年生相当までの女子 (標準的な接種期間) 中学校1年生の間		3回	2回目は初回接種から1から2か月までの間隔をおいて接種。 3回目は初回接種から6か月後に接種。 (接種間隔は、ワクチンの種類により異なる。)	